

元医大医研第247号
令和元年7月17日

島 明美 様

公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一



研究活動に係る不正行為に関する調査結果について（通知）

平成31年1月8日付けで本学公益通報窓口へ提出のあった申立書について、公立大学法人福島県立医科大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づく本調査を実施した結果、下記のとおり認定されましたので、要綱第23条に基づき通知します。

なお、本件については、要綱第25条第2項に基づき調査結果の概要を公表します。令和元年7月19日（金）13時を目途に本学ホームページ（<https://www.fmu.ac.jp/>）に掲載する予定ですので、ご承知おきください。

記

1. 調査対象

被告発者：ふくしま国際医療科学センター健康増進センター
副センター長・講師 宮崎 真

研究課題名：「福島第一原子力発電所事故後の伊達市における個人線量測定に関する解析」
対象論文

第1論文：Individual external dose monitoring of all citizens of Date City by passive dosimeter 5 to 51 months after the Fukushima NPP accident (series): 1. Comparison of individual dose with ambient dose rate monitored by aircraft surveys

Makoto Miyazaki and Ryugo Hayano

Journal of Radiological Protection, 37(2017), 1-12

第2論文：Individual external dose monitoring of all citizens of Date City by passive dosimeter 5 to 51 months after the Fukushima NPP accident (series): II. Prediction of lifetime additional effective dose and evaluating the effect of decontamination on individual dose

Makoto Miyazaki and Ryugo Hayano

Journal of Radiological Protection, 37(2017), 623-634

2. 調査結果

当該研究においては、研究計画書からの逸脱等は散見されるものの、倫理指針に対する重大な不適合に該当するものではなかった。

また、第2論文中に故意ではない誤りは認められたものの、捏造・改ざん・盗用に該当する研究不正については認定できない。